

誠励会訪問看護ステーションひらた 訪問看護 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人誠励会が開設する誠励会訪問看護ステーションひらた（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）を適正に提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 ステーションの看護師は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実に資するとともに、漫然かつ画一的なものとしないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 介護保険の訪問看護は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 4 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 訪問看護の実施に当たっては、必要に応じ、主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 6 訪問看護の提供の終了に当たっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うと共に主治医へ情報提供する。介護保険の訪問看護では居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。

（事業の運営）

- 第3条 本事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。
- 2 訪問看護を提供するにあたっては、本事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によっては行わないものとする。
 - 3 感染症や非常災害の発生時においては、本事業を継続的に実施するため、及び、非常時の体制が早期の事業再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。
 - （1） 業務継続計画の策定
 - （2） 研修・訓練の実施
 - （3） 必要に応じて業務継続計画の見直し、変更

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

事業所 名 称 誠励会訪問看護ステーションひらた

所在地 福島県石川郡平田村大字上蓬田字清水内 4 番地

出張所 名 称 誠励会訪問看護ステーションいしかわ出張所

所在地 福島県石川郡石川町字新町 46 番地 1

(職員の職種、員数、および職務の内容)

第5条 本事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

ただし、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

(1) 管理者：看護師若しくは保健師 1 名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護師等：保健師・看護師・准看護師は常勤換算 2.5 名以上（うち 1 名は常勤）を配置する。訪問看護を担当する。

理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は必要に応じて配置する。看護師等と連携し訪問看護の範疇でリハビリテーションを提供する。

(3) 事務職員：1 名（常勤職員）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 8 月 15 日、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。（月～金曜日）
午前 9 時 00 分から午後 1 時 00 分までとする。（土曜日）

(3) 電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 訪問看護の開始については、主治医から訪問看護指示書の交付を受け、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。

(2) 介護保険利用者にあつては、訪問看護指示書の他、居宅介護支援事業者の作成した居宅サービス計画書に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。

(3) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は保健師・看護師と理学療法士等が連携し一体的に含むものとして作成する。

(指定訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 心身の状態、病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント

(2) 清潔の保持、睡眠・食事・栄養および排泄等療養生活の支援

(3) 褥瘡の予防・処置

- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) 人生の最終段階における看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の相談・助言
- (8) 服薬管理、カテーテル等医療器具使用の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- (10) 日常生活用具の選択・使用法用の訓練
- (11) 居宅改善の相談・助言
- (12) 入退院（所）時の共同指導等

（利用料等）

第9条 本事業所は、基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

（1） 医療保険

健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する。

（2） 介護保険

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の利用者負担割合を徴収する。

但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額自己負担とする。

2 本事業所は、基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画書に基づくものを除く。

（1） 第6条第1項（1）で定めた営業日外に、利用者の選定に基づき、訪問看護を行った場合（医療保険の利用者のみとする）

（2） 訪問看護の提供時間が1時間30分を超えた場合であって、長時間訪問看護加算を算定しない場合（介護保険利用者・医療保険利用者）

（3） 訪問看護と連続して行われる死後の処置

3 本事業所は、次条に定める通常の業務の実施地域を超えた場合の交通費は、その実費を徴収する。

4 本事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、石川郡、小野町、郡山市、須賀川市、いわき市川前町、いわき市三和町、鮫川村、矢吹町、川内村の区域とする。

（緊急時における対応方法）

第11条 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う

こととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（衛生管理等）

第 12 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品当の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。

- （１） 指針の整備
- （２） 感染対策委員会の開催
- （３） 研修及び訓練の実施

（苦情処理）

第 13 条 管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第 14 条 本事業所は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等（介護保険の場合は、利用者にかかる居宅介護支援事業者）に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第 15 条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 16 条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （１） 虐待防止のための委員会の開催
- （２） 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （３） 虐待防止のための指針の整備
- （４） 虐待防止の担当者を定める
- （５） その他虐待防止のために必要な措置

- 2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者

を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第 17 条 事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(私費の訪問看護の利用料)

第 18 条 医療保険・介護保険の制度対象外の訪問看護は別表に定めた運営規定に基づき、利用料を徴収する。交通費は、通常の実施地域を超えた場合は、その実費を徴収する。

(その他の運営についての留意事項)

第 19 条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から 5 年間保管するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

(別表)

その他の利用料及び差額費用

運営規程

【目的】 在宅療養生活の継続とQOLの向上を図るために、利用者の選定（希望）による保険給付対象外の訪問看護等を提供することを目的とする。

【方針】 利用者の選定に基づく訪問看護の提供であって、訪問看護ステーションの都合では行わない。訪問看護の必要性から判断して、安全で適切な対応を行う。

【利用料】 実費負担の利用料の内容及び料金、利用者の選定（希望）に基づく訪問看護利用料として、下表のとおり支払いを受ける。

訪問看護ステーションひらた 料金改定

1. 介護保険・医療保険共通事項（その他の費用）

交通費	介護保険・医療保険とも、 <u>通常の実施地域以外の訪問については</u> 、1回の訪問につき、1kmあたり100円（税別）、10km以上で1,100円（税別）をご負担いただきます。
ご遺体のケア料	15,000円(税別)
キャンセル料※	1,000円(税別)

※連絡なしのキャンセルの場合、キャンセル料が発生いたします。

2. 医療保険（その他の利用料）

長時間・時間外・休日訪問料金等について（実費自己負担になります）

訪問内容	単位	金額
90分を超える訪問 （長時間訪問看護加算の対象外の時）	30分毎	500円(税別)
週3回を超える訪問（回数制限のある方）	1回	6,000円(税別)
休日の訪問看護	1回	1,000円(税別)

3. 利用者の選定（希望）に基づく差額費用（利用料）について

（医療保険・介護保険給付の対象とならない訪問看護のサービス利用料）

1時間	6,000円(税別)
その後30分毎	3,000円(税別) 追加
1日	20,000円(税別)
その後1泊毎	10,000円(税別) 追加